

第3回 原子力関係閣僚会議 議事概要

日 時:平成27年10月6日(火) 8:35~8:45

場 所:官邸2階小ホール

出席者:菅内閣官房長官、宮沢経済産業大臣、山口内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、麻生財務大臣、望月環境大臣/内閣府特命担当大臣(原子力防災)、加藤内閣官房副長官、世耕内閣官房副長官、城内外務副大臣、山本文部科学大臣政務官、杉田内閣官房副長官、岡原子力委員会委員長、古谷内閣官房副長官補、日下部資源エネルギー庁長官

○菅内閣官房長官より、冒頭挨拶

- ・エネルギー基本計画が策定され、それに基づいて原子力政策は着実に進展させていかなければならない。
- ・そういう中で、国民の皆様、立地自治体の皆様の中に、原子力利用に対する懸念があることも事実。そのような懸念を真摯に受け止めつつ、政府は原子力政策が抱える課題の検討を深めていかなければならない。
- ・本日は、宮沢経済産業大臣、山口内閣府特命担当大臣より、諸課題について説明いただく。

○宮沢経済産業大臣より、「原子力政策に関する当面の課題と方向性(資料)」(資料1-1)について説明

- ・原子力政策について、エネルギー基本計画の閣議決定、エネルギーミックスの提示、川内原発1号機の再稼働など、様々な面で進展しているが、この機会に当面の課題と方向性について紹介したい。
- ・まず、再稼働の政策判断と、政府の責任について整理している。原発の再稼働は、エネルギー・原子力政策に基づく対応であり、政策推進の責任は政府にある。
 - ✓ 独立した原子力規制委員会によって再稼働に求められる安全性が確認された原発の再稼働を進めることは、既にエネルギー基本計画にも明記し、政府として「政

策判断」を行っており、個々の原発ごとに、安全性の確認、再稼働の判断を行っている。

- ✓ また、再稼働するか否かに関わらず、万が一の事故に備えた地域防災・避難計画を自治体が策定する。国もその充実化を支援し、内容を確認する。
- ✓ 万が一、実際に事故が起きた場合には、政府として責任をもって対処する。

・次に、国民の皆様の理解を広げるためにも解決すべき、主要な課題を整理している。震災から4年半超が経過した今もなお、原子力の利用に対する国民の不安や懸念は完全に払拭できていない。立地自治体からも様々な要望が寄せられており、政府として、電力自由化が進展する中でも、これらの課題に十分な対応ができるよう、政策対応を進めていかなければならない。

・国民の不安や懸念には、例えば、

- ① 「原発依存度の低減という目標達成が反故にされることはないのか」といった政策の方向感に関わるもの、
- ② 「再び安全神話に陥るおそれはないのか、いざという時の避難計画は万全か」といった原発の安全性と防災対策に関わるもの、
- ③ 「使用済燃料対策や最終処分の道筋は描けるのか」といったバックエンドに関わるもの、
- ④ 福島復興の加速、廃炉・汚染水対策の進捗に関わるものなどがある。

・次に、課題ごとに、これまでの政策の進展と、今後の方向性について、具体的に記載している。

- ✓ 「安全を大前提として、再稼働すべきものは再稼働する」一方で、「廃炉にすべきものは廃炉する」ため、会計上の手当を行ったところ、実際に5基の廃炉が届け出された。
- ✓ 原発の安全性については、世界最高水準の規制を満たすだけにとどまらず、事業者が不断に自主的な安全性向上に取り組むよう促す。
- ✓ 原子力防災対策は、国が前面に立って自治体を支援し、実践的な訓練等を通じ、実効性の更なる向上に努めることが必要。
- ✓ 事故時の賠償については、既に原賠法と原賠機構法の枠組は整っているが、更なる制度の見直しの検討が進められている。

- ・次に「使用済燃料」については、電力自由化に伴って再処理の制度や体制を検討するとともに、先ほどの最終処分関係閣僚会議で決定した『アクションプラン』に基づき、貯蔵対策を強化する。
 - ✓ 最終処分についても、自治体の「手挙げ方式」から転換し、国が科学的有望地を提示するなど前面に立って取り組む。
 - ✓ 福島復興、廃炉・汚染水対策の進展は、原子力政策の大前提。これまでに示された方針に基づいて着実に取組を進める。
- ・次は、これまで述べた各課題を検討する場をまとめており、関係府省庁で緊密に連携して、総合的に原子力政策の諸課題に取り組む必要がある。
- ・以上を文書にまとめたものが、資料2。これを本関係閣僚会議の共通認識としたいと考えている。

○山本文部科学大臣政務官より発言

- ・文部科学省は、科学技術政策を所掌する立場から、
 - ✓ 廃炉等の研究開発を加速するため、本年4月、日本原子力研究開発機構に「廃炉国際共同研究センター」を設置し、来年度3月には、福島県富岡町に「国際共同研究棟」を竣工予定。
 - ✓ 人材育成については、将来の原子力分野を担う人材の育成を推進する「国際原子力人材育成イニシアティブ」を実施するとともに、本年度より原子力に関する人材育成の方策等について、専門家による作業部会での議論を始めている。
 - ✓ 高レベル放射性廃棄物の最終処分については、放射性廃棄物の減容化や有害度低減に資する核変換技術や、地層処分技術に関する研究開発を長年にわたり実施している。
 - ✓ 原子力損害賠償紛争審査会では、原子力損害の範囲等に関する指針を策定するとともに、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて和解の仲介を実施。また、原子力委員会における原賠制度の見直しに必要な協力を行っているところ。
- ・これらの取組を通じ、引き続き関係省庁と一体となって原子力政策の推進に取り組んでいく。

○世耕副長官より、資料1-2について、案のとおり決定した旨の発言。

○山口内閣府特命担当大臣(科学技術政策)より、「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施体制の再構築について(概要)」(資料2-1)について説明

- ・安全配慮等確認とは、原子力発電所等において使用される資機材の輸出に対し、日本貿易保険や国際協力銀行が公的信用を付与するに当たって、安全確保等の観点から適切な配慮がなされているかについて国が確認するもの。具体的には、輸出相手国において適切な制度整備がなされているかどうか等の事実関係について確認を行っている。
- ・従来は経済産業省がこれを行っていたが、原子力安全・保安院の廃止を踏まえ、その実施体制を再構築することが必要になり、関係省庁の協力を得つつ検討してきた。
- ・基本的考え方としては、第1に、安全配慮等確認の実施主体として、内閣府を中心とした、審議官級の合議体である「検討会議」を設置する。第2に、原子力施設の安全確保は立地国が責任を有すべきとの考え方の下、従来どおり相手国の主権に十分配慮しつつ、確認を行う。ただし、第3点目として、国際的には、IAEA基準等を参照することとなっており、それを反映させるべく確認内容を見直す。
- ・今後の対応としては、関係省庁の役割分担・手続を明確化した「実施要綱」を策定し、資機材の輸出だけでなく、原子力施設の設置・運営事業も対象にしたり、IAEAによる主要なレビューの受入れを確認項目に追加したりするなど、国際的にも遜色のないよう内容を充実させている。また、外部調査機関や外部有識者の知見も活用していく。
- ・本日は、資料2-3の「検討会議」の開催、資料2-4の「実施要綱」の2つについて、決定いただきたい。

○世耕副長官より、資料2-3及び資料2-4について、案のとおり決定した旨の発言。

○菅内閣官房長官より、閉会の挨拶

- ・ただいま決定した「原子力政策に関する当面の課題と方向性」に沿って、関係する府省庁が一丸となって課題解決に取り組み、国民の皆様の懸念の解消に全力を挙げていただきたい。
- ・また、原発輸出に係る安全配慮等確認については、今後、内閣府を中心に、関係府省庁連携の下、しっかりと運用してもらいたい。
- ・原子力政策は、関係府省庁で足並みを揃えて進めなければ、国民の理解を得ることが難しい政策。引き続き、協力をお願いしたい。

以上